

企画競争実施の公示

令和元年7月12日

近畿運輸局 観光部 国際観光課長 島 孝明

次のとおり、企画提案書の提出を招請します。

1. 業務概要

(1) 業務名

【地域の観光資源を活用したプロモーション事業】
関西北東部への欧州 FIT 誘客促進事業(メディア招請及び純広告事業)

(2) 事業の目的

本事業は地域の観光資源を活用したプロモーション事業の一環として、近畿運輸局と福井県、公益社団法人びわこビクターズビューロー(以下、「連携先」という)が連携して実施するものである。

福井県及び滋賀県(以下、両県という)ならではの日本遺産を始めとした歴史文化や伝統工芸、自然、日本食の魅力を欧州市場(フランス、イギリス)の個人旅行者層に向けて発信することにより、旅行目的地としての認知度向上や両県への誘客促進を図ることを目的とする。

(3) 事業の概要

①メディア招請

フランスおよびイギリスにおける最も海外旅行者が多い20代～40代個人旅行層(ボリューム層)に対して訴求が見込まれる紙媒体(雑誌、ガイドブックを想定)のライター(紙媒体に記事を提供するフリージャーナリスト等含む)、もしくはインフルエンサーを招請し、外国人目線による両県ならではの魅力を掲載する。

②純広告

訪日旅行を検討中のフランスおよびイギリスからの旅行者から、旅前や旅中において、旅行目的地や旅程の決定を行うために閲覧されている旅行情報ウェブサイト(以下「旅行情報ウェブサイト」という)に旅行記事広告を掲載する。

(4) 事業の内容

①メディア招請

- ・対象国 フランス、イギリス
- ・ターゲット 20～40歳代個人旅行層
- ・被招請者 ターゲットに対して訴求が見込まれる紙媒体(雑誌、ガイドブックを想定)のライター(紙媒体に記事を提供するフリージャーナリスト等含む)、もしくはインフルエンサー 2名(フランス、イギリス各1名)
- ・日程 令和元年10月～12月頃 6泊7日以上
- ・コース 福井県、滋賀県
- ・利用空港 関西国際空港 in/out
- ・移動手段 専用車及び公共交通機関
- ・取材 記事掲載のため、各施設先において取材(写真撮影含む)を行う。

②純広告

- ・対象国 フランス、イギリス
- ・媒体 訪日旅行を検討中の旅行者から、旅前や旅中において、旅行目的地や旅程の決定を行うために閲覧されている旅行情報ウェブサイト。(日本の観光情報を主要なコンテンツとしているウェブサイトであること。)
- ・記事内容 日本に精通した欧州人記者等の現地取材に基づく、訪問意欲の喚起を促す旅行体験記事広告。
- ・掲載本数 4本(フランス語・英語毎に2本ずつ)
- ・掲載時期 提案による
- ・掲載言語 フランス語、英語(記事内容は、各言語同一内容で差し支えない。)
- ・その他 記事内容の再編集(再構成)を行い、フランス語リーフレットのデータ作成を行う。

(5) 履行期限

令和2年3月19日(木)

2. 企画競争参加資格要件

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和01・02・03年度国土交通省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供」において、競争参加地域が「近畿地区」の一般競争参加資格を有するものであること(但し、地方自治体を除く)。
- (3) 近畿運輸局長から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3. 手続等

(1) 担当部局

〒540-8558 大阪市中央区大手前4-1-76 近畿運輸局観光部国際観光課
TEL 06-6949-6796 FAX 06-6949-6135

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

令和元年7月12日(金)から令和元年7月31日(水)17時まで、場所は上記(1)に同じ。

なお、遠方等の場合は、上記(1)に連絡の上、電子データで交付を受けることができる。

(3) 企画提案書の提出期限、提出先及び方法

令和元年8月1日(木)17時00分、提出先は上記(1)に同じ。

持参又は郵送(書留郵便に限る。)にて、企画提案募集説明書に基づき5部提出のこと。(書式は、A4縦、横書き、左綴じとする。)

(4) 説明会の日時及び場所等

説明会は実施しない。

(5) 企画提案に関するヒアリングの有無、日時及び場所

ヒアリングは実施しない。

4. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 : 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 : 上記3.(1)に同じ。
- (3) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、企画提案者側の負担とする。
- (4) 企画競争実施委員会に提出された企画提案書は、当該提案者に無断で二次的な使用は行わない。
- (5) 企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該企画提案書を無効とするとともに、虚偽の記載を行った応募者に対して指名停止を行うことがある。
- (6) 特定した提案内容については、国等の行政機関の情報公開法に基づき、開示請求があった場合、あらかじめ「開示」を予定している書類とする。
- (7) 提案が特定された者は、企画競争の実施結果、最適なものとして特定したものであるが、会計法令に基づく契約手続きの完了までは、国との契約関係を生じるものではない。
- (8) 企画競争の実施結果として、以下の項目について、特定通知後速やかに公表し、少なくとも契約締結日までの間は公表することとする。
 - ① 特定した企画提案書を提出した企画競争参加者の名称、住所、代表者氏名及び決定日
 - ② 企画競争参加者毎の審査及び評価項目毎の得点及び合計点
- (9) 事業の詳細は説明書による。